

宮浦六分会のたたかい

目にあまる労働強化

三四年を一〇とした場合
八年には採炭人員は一七
えているのに反して仕練人員

はじまつた賃金カット

「時間休みをとっていた状態から、るまでを、時間にしようとする会

差別攻撃は激化している

※これは一部内の例だが全部内同様である。

勞働協約交渉經過

[illegible]

まて抵抗し、この結果は、いまさらなる今回の社案は、三港労働の抵抗斗争でなく、三港労働の抵抗斗争、具体的行動を封殺・組合活動、場抵抗などを実施、抑圧しようとするものであり、昨年七月激突した第三次合理化改善が協賛更なる第二次合理化改善を利用して一挙に發化する。各港を改むつたものである。すべてが生主の原則にも、組員合には、現行協約の無効になり、今合は、要結の通じがなく、場交渉は急ぎたい。三月三十日の交渉は、二鯨曳、第三組合の交渉側は明らかになった関係上、三港労働との交渉拒絶如何では、四一以降無協約になるのを後生船主も急ぐ。三港労働の基本態勢また、無抵抗でも、また未だ法違反、労組法の精神に反するものがあす。

四月以降取り扱いは別に別、四月に締結されたものに於いて別十九年度に次の給付金出納率算定と買上げについては提案通りであるが、三十四年四月一日から支払を受ける。但し五月常時払いを除いて四月、五月、六月の使用は、月当り二日以内になるように労働協力と指導する。新規用者は従前通りとする。

生活。人権も生第一主義の犠牲になり、組合の未練が無視され、軽蔑されてしまつてゐることは明かである。 トツタ交渉が継続されている徴となつた内容をもつ労働訂案を提出してきたと、は、会社の正常化を意図がなとあるを承知してゐる。 また、現在進行中の第次合理案内容については、眞實の行動をとつてはねえと、とくに、中央労働委員会交渉と連繋して抵抗をすることにした。 組合に誠意なし 第三池鋸所大失火、理事長が第一回交渉には新入に会社側	後は就職規則を適用して、口を發言した。これに対して組合は、あゝ現行協約が認めないこととを明かにした。 組合反論の要点 労働協約未米の目録、性格からして、今回会社が意圖していることは、まったく正しくない。労働協約は、労資相互の信頼の上に成り立つものである、今回の改訂態度のように、一方的な案を提示し、その案を認めなければ協約を破棄するといふ交渉は、も交渉ではない。 第三池鋸所第三井鉱山の労資信頼が、どういふ政策で破壊されてきており、いまだな抱残られてゐるとは、会社自身も承知の通り	あることを強く指摘したい。 以のようになつた一方では、労資正常化交渉も、他方では絶対服従を強い労働協約は、断固とはしないものであり、現行以上には協約を改訂することは現行の会社側側面の第三池鋸組員に対する態度から、まったく公正な連繋が期待できないものと見て、狂人に期すべきものではないとひとし。	第三池鋸所と第一組も了解しているものだから、第三池鋸組も再考してはし。会社案に対して全面的に反対する。修正意見があれば、何でものみにて、いふ第三池合理化案のものゝを主張する。 また交渉を継続して三十日に	②出勤不良解雇については、三月三十一日まで現行協約三条（会社、組協議の上に行つた）を行つて、よつて行が、四月一日以降は賃金委員会協議の上会社が行ことに、組合が賃金委員会を拒否した場合協議権を放棄したものゝのみならず。また申入し入れに應じない。 ③休憩時間は非行時間を含み一時一問い（う）ことを就業規則に入れ。第三池連はこれを元元確定としており、これ優先させ行うことであるが、二、三現行（無）活動の禁止	④組合活動の三十五年十月二十
--	--	--	---	--	-----------------------

お母さんへ

くれたのは、お父さんお母さん
をおいて他にはありません。

過去、年をふり返る見ますと、ほとんどいろいろなことがありました。

愛媛県として一番重要は夏休みに、一度はいろいろ考えなすゝ進学を断念しましたが担任の先生をはじめ、みんなの励ましで、なんとか入りました。日でも外へ出ていて、寒くても暑くも耐えて、お母さんのおかげで、まあ家の中にお母さんが二人にえんがかかっています。

それから、洗濯掃除に遅れず、暖かく、明るく、唯心のよりどころのある家庭で、伸びるよに努力して、一日一日を精一杯に生きていきたいと思います。

お父さん、お母さんはんどうありがとうございます。

昭和九年三月二日

金カットしようとしているといふ動きが察知された。

二月七日に開かれた、分会の緊急組長会議は、これに対する抵抗として、きめのことを決定し、全組会議にかねることになった。

一、カットにはつきりとは大衆抗議を行ふ。

二、全員の抵抗として朝の挨拶をしない。

三、極端な努力強化には安全作業を実行する。

四、機械・車等の分会と其斗体闘を組む。

分会内九組の五人組會議は、カットされてどうかうするか、が真剣に議論され、われわれの当然の権利として、全会で抵抗することになった。全大決定した。

二月二日、機込場で労働係員が、「指示をうけねば目がくらむ」と警告を発し、その日から係員が現場に先行して、おれてくる三池労組員に對して、時計をみながら、二分三分五分と賃金のカットを開始した。係員は大声で「〇〇分おくられた」と告げはじめた。

ある係長は、大衆抗議の中で、「四十五分も減らなくても十分だとめげない」といふ、またある係は「三池の組員は監視しないと効かない」といふ発言を公然とほいでいる。

たとえば四月一三日の例では、四組八色の人が四分から五分賃金カットを受けている。

第二組合員に同調者出る

二月一八日の職場常会で、会社の政見に反対するところ、組長会議方針と折り決定され、さうそく、朝の挨拶拒否、安作業が実行につきました。

なシヨクを与え、支部段階でのトツ交渉の焦点にもなっているこのたかいは一つの会だけにとどまっているのではない。三月一九日には四五昇、五〇銀の仕

月二七日で開かれた組長会議で、あくま

人も、齊に挨拶をしていながら、この日からは、約九名の五〇組仕組部内のうち、二名の五〇組仕組員のぞいて、係員の挨拶に何の反応も示さないという光景がはじまった。

現場では一斉一時休けい(全風)守ると同時に、極端な反強化石抗議として、保安規程を完全に実行するたなかで開始された。合理・強行と並第一主義たるを目標会社の方的な作業計画を大々きくむる結果がはつちと出てきていた。最近では第二組合員中て四、五名が挨拶拒否に三池芳組と同じ歩調をとっている。このような抵抗は会社側から大々

では、たたかひの継続が再確認された。

組長の判断で決まってくる勢があるところとか中心の議論にならぬのかなど、第一組合の中に矛盾激化させることができたと、一同議者ができたこと、第二組合員が第二組の委員に、賃金面や労務条件のこととさかん突き上げを行ない、不満がうき巻いてきたことなどが認識できた。

また、このたなかの中で、一人入りの抵抗の勢が確立され、本業抗争が会社と大きな打撃を与えているのだということも、みんな実感した。

なか、この分岐点だけのたたかい

低賃金ひ
とりとと
三川支部
大阪間貞信

と力にながら、やむを、なすこ
とにいてまわん千両の力なが
まことに重い。

オルで来山さした仲間から、
「なんぞ三池労働組を頑張っている
んだぞ」と問われると、ギョッ
とする。たいたいの問題が大事さぎ
てつま、説明がでず、いつも大
切なことをいふ忘れたような気が

ならぬと思います。
こゝまでひとりのことを書いてき
ると、低賃金ゆえに三池労働
組がんばっているんだぞ」と思
ふならば、低賃金をはたしている
あたりで、あまりいいところ
やありませんがね。

× ×

實力阻止を警告

組別最終態度は、もちろん第1期協約一カ年延長であるが、いま改めて就業規則実施を通告されたことは、専門委員としては協約交渉が果実上意図対立したものであることを確認して、今後の交渉について内部検討を加える必要もあるが、会社の要求を促して専門委員を休会することにした。

しかし、会社側が就業規則の一方的強行を各案項目について行つた時は、組合としてはむづいす実力阻止で阻止抵抗を行つことになつたことも併せて警告し、休

◆時のことは◆

公労協ストの調停役

公 労 委

公共企業体労務委員会の略。公共企業体等労務関係法（公労法）によつて組織、電信、造幣、専売の三公社、郵政林野、造幣、印刷、アルコ、日置の五現業岸上の労働の紛糾をあっせん、調停、仲裁する。

これは同法七条によつて組合の争議行為禁止されてゐるための代償としてゐるが、委員は公労員五人、労

使者委員、使用者委員をそれぞれ三人づつ構成し、総理事長が任命するため、公正な第三者機関をよつてはいて、労働者の意見が反映される率が少ない。

毎年の中裁決定がいわゆる「春斗相対」を低くおさる役割を果たしてきつたといふ周知の事實である。このため公労協（九方人）は、憲法で保障されたスト権の保護をめざしてたてかゝつてゐる。現会長は兼子一氏、労働委員は太田憲氏といふ。

大山村の全村あげての反対でも止となった。それから五年たつた昭和三年、建設省が最終案として発表したのが、松原下流の二つのダム建設案だった。それによると、今後百年間

も、防災作業に当ててきながら、ダムのおきには、計画高水量の六、七割の小さな洪水にのみ対応する状況にすぎない。しかも、下流にひびくという水害が発生し、さらには、計画高水量の二、三倍を放流して、下流に水害の原因をなしていることがますます明らかになっている。齋藤氏は「この計画高水量を、とて調節に」として、この水害に対して、別な角度からの問題が掘起されてきた。それ最近、東京、大阪などのゼロ帯の水害を連発、もろと細かくいうと山手、横浜、

立万米の中一、二行に「科学的に筑後川流域を
調節して、ダム建設がやむを得ないというデータが示さ
れれば、納得しないこともない」と確信をもっているとい
う。前記九ダムのすべてが、この失敗を虎目に、いつ

にある。河川がひびに水害を起こすようになった。その山奥のダムとは無関係に洪水の水害の発生が多くなってきた。これはこんご所得が増、国富政策の進行によって、助長された傾向にあるといわれている。

以上のもつ画水調節を發電成果をおけること、社会的経済条件、すなわち公害政策が、不害受け易い状態をつくり出したこと、正

三川 清田移

独立奉仕の体制が完成してきてはロコンに出てきて流城住民の安眠であるというのが蜂の巣に入人たちの信念である所得倍増も水害を

「室原さん、はがんぽん」とい
う、さあ横を押しているかの
ような、政治家ならびに犯罪の宣
伝は、ある制度の効果をあらわ
している。

だが、以上の経緯でも分かるよ
うに、公共利益のために、と

ちがは二回あつてゐる。ところが計圖で調て置いたタムは三回で、ほかに六つで二回は計圖通り調へるがたゞいなかたといわれる。原タムの設置すれば後川流域百万の住民は、水害から救われると主張するのに対し、蜂の巣側は水害から救われるのみで、逆にタムの上下流に水害が激発する、という両者の見解は対立した。